

## 中小企業人材確保推進事業補助金交付要綱

### (通則)

第1条 中小企業人材確保推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、高浜町補助金等交付規則（平成15年6月16日高浜町規則第6号）によるほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 若手人材資格等取得支援枠（以下、A枠という。）については、町内の中小企業等において、現役世代の退職が増加する中、若手人材の雇用確保を課題としている事業者に対し、資格及び免許取得にかかる費用を予算の範囲内で補助することにより、必要な人材を確保し、事業継続に資することを目的とする。

2 若手フード職人雇用促進支援枠（以下、B枠という。）については、町内飲食店等における若手調理師採用にかかる費用を補助することにより、地元食材の利用拡大を目的とする。

### (補助金交付対象事業主及び対象となる労働者の要件)

第3条 A枠において、補助金交付対象事業主（以下「補助対象者」という。）は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)に定める中小企業事業者又は個人事業主であり、高浜町内に本社を有し、町税を完納していること。
- (2) 前号に該当する中小企業事業者で構成された団体又は高浜町在住の個人で構成された団体であること。
- (3) 補助対象者に該当する事業主が雇用する労働者（以下「対象労働者」という。）の年齢は、申請日において18歳から25歳までとする。

2 B枠において、補助対象者は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)に定める中小企業事業者又は個人事業主であり、高浜町内に本社を有し、町税を完納していること。
- (2) 調理師を雇用する事業主であること。
- (3) 対象労働者は概ね40歳までの県外からの移住者且つ雇用されて2年目までの人材とする。

### (補助金の交付対象となる経費)

第4条 A枠において、補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条第1項に該当する対象労働者との合意のもと、事業に関わる雇用確保と人材育成のために行われる公的機関、民間教育訓練機関、民間企業、各種団体等の認定する次に掲げるものにかかる費用で、年度内で取得するものに限る。

- (1) 資格及び免許（以下「資格等」という。）取得受験料。ただし、普通自動車免許（AT限定解除に係る費用を除く）、普通自動二輪車免許、大型自動二輪車免許及び原動機付自転車免許にかかる費用は除くものとする。
- (2) 研修受講料（前号の資格等を取得する際のものに限る）

2 B枠において、補助対象経費は前条第2項に該当する対象労働者の年度内人件費とし、基本給を対象とする。

### (補助金の額)

第5条 A枠において、補助金の額は次に掲げる補助率及び上限とする。

- (1) 資格等取得受験料 2/3以内
- (2) 資格等取得に要する研修受講料 2/3以内
- (3) 補助金額の上限は、1事業主につき、20万円とする。ただし、算出された補助金の金額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てることとする。なお、補助金の申請

は年度内で1事業主につき1回とする

(4) 国の雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金等他の公的機関の助成金(以下「助成制度」という。)を活用する場合は、中小企業人材確保推進事業により得られる補助金から、助成制度により受領した額を差し引くものとする。

2 B枠において、補助金の額は次に掲げる補助率及び上限とする。

(1) 対象労働者の雇用費 2/3以内

(2) 補助金額の上限は1人当たり150万円とする。ただし、算出された補助金の金額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てることとする。

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとするときは、事業を開始する14日前までに、補助金交付申請書(様式第1号)等を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請事業主に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第7条 町長は、申請事業主が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その交付決定を取り消すことができる。

(1) 補助対象者の要件に反している事実が認められたとき。

(2) 虚偽その他不正な行為によって補助金を受け、又は受けようとしたとき。

(3) その他町長が交付決定を取り消す必要があると認めるとき。

(補助金の返還)

第8条 町長は、第7条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を支給しているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 B枠において、町長は申請事業主に交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額を越える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(実績報告)

第9条 申請事業主は、申請書に記載の事業が完了したときは、完了した日から10日以内に補助事業の成果を記載した実績報告書(様式第3号)、その他町長の必要とする書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第10条 町長は、前条の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査により、交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書(様式第4号)により申請事業主に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 第10条の規定により通知を受けた申請事業主は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

2 B枠において、町長は特に必要があると認めるときは、補助金を概算払により交付するものとし、申請事業主は概算払の補助金交付請求申請書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

3 前項において、概算払ができる回数は2回以内とし、その金額は次の各号のとおりとする。

(1) 第1回 交付決定額の10分の5以内

(2) 第2回 交付決定額の10分の4以内

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年6月25日から一部改正する。